

寄附して下さった方々へ

認定 NPO 法人 NPO 会計税務専門家ネットワークへの寄附は、
税制上の優遇措置の対象となります

個人が受けられる優遇措置

寄附金控除(所得控除)、もしくは寄附金特別控除(税額控除)のいずれか有利な方を選ぶことができます。

所得税
(国税)

所得控除方式	税額控除方式
寄附金の額※のうち、2,000 円を超える額が「所得金額」から控除されます。 ※寄附金の額は、総所得金額の 40%が限度	寄附金の額※のうち、2,000 円を超える額の 40%が「所得税」から控除されます。 ただし、所得税額の 25%が限度です。 ※寄附金の額は、総所得金額の 40%が限度

住民税
(地方税)

住民税については、条例で指定された寄附金が控除対象となります。通常、寄附金の額(寄附金の額は、総所得金額の 30%が限度)のうち、2,000 円を超える額の最大 10%が「住民税」から控除されます。
@PRO 事務局が所在する東京都にお住まいの方は、個人都民税(4%)が税額控除の対象となります。個人市区町村民税(6%)につきましては、お住いの各区市町村へお問い合わせください。

個人の方が、寄附金控除を受けるには・・・

1. @PRO が年に 1 度発行する寄附金受領証明書をお手元にご用意ください。
2. 寄附金控除は「年末調整」では受けることができません。確定申告書を作成します。(国税庁 HP から作成することができます。)
3. 申告期限内に所轄税務署に提出します。

法人が受けられる優遇措置

法人が認定 NPO 法人に寄附したときは、一般の NPO 法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が拡がります。

認定 NPO 法人に寄附した場合の損金算入限度額は、一般損金算入限度額とは別枠で、
特別損金算入限度額(資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) ÷ 2
まで損金にできる枠が拡がります。

相続人が受けられる優遇措置

相続した財産の一部または全部を認定 NPO 法人に寄附した場合、寄附した財産分については、相続税が課税されません。